

第 12 類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

- 1 第 12.07 項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第 7 類及び第 20 類参照）及び第 08.01 項又は第 08.02 項の物品を含まない。
- 2 第 12.08 項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第 23.04 項から第 23.06 項までの油かすを含まない。
- 3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第 12.09 項の播種用の種とみなす。
もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第 12.09 項には含まない。
 - (a) 豆及びスイートコーン（第 7 類参照）
 - (b) 第 9 類の香辛料その他の物品
 - (c) 穀物（第 10 類参照）
 - (d) 第 12.01 項から第 12.07 項まで又は第 12.11 項の物品
- 4 第 12.11 項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。
もつとも、第 12.11 項には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 30 類の医薬品
 - (b) 第 33 類の調製香料及び化粧品類
 - (c) 第 38.08 項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品
- 5 第 12.12 項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 21.02 項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
 - (b) 第 30.02 項の培養微生物
 - (c) 第 31.01 項又は第 31.05 項の肥料

号注

- 1 第 1205.10 号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がその重量の 2% 未満のものに限る。）及び 1 グラムあたり 30 マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。

備考

- 1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウム・ウシャネンセの葉、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおば

この果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム（だいだいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしようこの葉及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎようの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレングリの花、マグノリア・ビオンディイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオナルス・シビリクスの葉及び花、れんぎようの果実並びにロファテルム・シネンセの葉